

はじめての通関士試験——3科目ガイド&ミニ講義(第60回対応)

目次

はじめての通関士試験——3科目ガイド&ミニ講義	3
本書の使い方	3
入口診断——既知領域は薄く、説明できない領域は厚く読む	3
第1章 通関士試験を仕事の流れで見る	4
1-1 輸入取引の全体像	4
1-2 輸出は「税額ゼロの輸入」ではない	4
1-3 実務経験を試験知識に変換する	4
この章の振り返り	5
一次資料	5
第2章 第60回試験の制度と攻略設計	5
2-1 受験資格・日程・出題基準	5
2-2 科目、時間、配点	5
2-3 学習時間の配分	6
2-4 問題文の読み方	6
この章の振り返り	6
一次資料	6
第3章 第1科目・通関業法ミニ講義	6
3-1 何を規律する法律か	6
3-2 通関業務と関連業務	7
3-3 許可、営業所、通関士	7
3-4 通関士の審査・記名と手続保障	7
3-5 義務、処分、罰則	8
3-6 通関業法の得点化	8
この章の振り返り	8
一次資料	8
第4章 第2科目・関税法等ミニ講義	8
4-1 関税法を時間軸で読む	8
4-2 外国貨物・内国貨物と輸出入	9
4-3 税額確定と納税義務	9
4-4 保税制度	9
4-5 関税定率法——分類・評価・税率	9
4-6 輸出入申告と他法令	10
4-7 減免税、特恵、EPA、特殊関税	10
この章の振り返り	10
一次資料	10
第5章 第3科目・通関実務ミニ講義	11
5-1 知識科目ではなく処理科目	11
5-2 品目分類	11
5-3 課税価格	11



5-4 税率と端数処理	12
5-5 申告書問題	12
5-6 時間配分と検算	12
この章の振り返り	12
一次資料	12
第6章 三科目横断事例——輸入機械の通関	13
三科目横断ドリル——事例	13
通関業法の問い	13
関税法等の問い	13
通関実務の問い	13
三科目横断ドリル——まず自分で埋める判断表	13
三科目横断ドリルの解答モデル	13
横断して見えること	14
ミニ確認ドリル	15
三科目横断の累積確認ドリル	15
第7章 90日・30日・7日の学習ルート	15
90日前まで——体系を一巡する	15
30日前まで——答案へ変換する	15
直前7日——検索距離を短くする	15
教材間の接続	15
巻末チェックリスト	16
三科目の入口	16
実務への接続	16
本試験への接続	16
本書の法令基準と免責	16



はじめての通関士試験——3 科目ガイド & ミニ講義

第 60 回（令和 8 年）対応

法令・告示・通達の基準日：2026 年 7 月 1 日

本書の使い方

本書は、通関士試験を初めて受ける社会人・実務家のための「見取り図」と「基礎講義」である。用語を避けて雰囲気だけを説明するのではなく、実務で目にする書類・取引・貨物を、試験で問われる法的な枠組みに置き直す。最初から全条文を暗記する必要はない。まず次の一本の流れを持ち、各論点がどこに位置するかを確認してほしい。

契約する → 運ぶ → 保税地域に置く → 分類・評価・税率を決める → 申告する → 税を納める → 許可を受ける → 記録を保存し、事後確認に備える

通関業法は、この流れを**他人の依頼を受けて扱う事業者と通関士**を規律する。関税法等は、**貨物と租税・手続**を規律する。通関実務は、両方の知識を使って**分類・計算・申告書作成**を行う科目である。

本書で全体像をつかんだ後は、課税価格・税額・申告書を扱う『ケースで身につく通関実務』、品目分類の『関税率表 所属（HS 分類）チートシート』、本番形式の『通関士試験 予想問題（第 60 回対応）』へ進む。

入口診断——既知領域は薄く、説明できない領域は厚く読む

次の 10 問へ、資料を見ずに答える。これは章を省略するためではなく、復習の濃淡を決める診断である。

1. 通関業者と通関士の役割を別々に説明できるか。
2. 通関業務と関連業務を、行為者ではなく行為の内容から分けられるか。
3. 外国貨物が内国貨物へ変わる基本時点を説明できるか。
4. 課税物件の確定時期と適用法令の時期を区別できるか。
5. 仕入書記載額と現実支払価格が一致しない例を一つ挙げられるか。
6. ロイヤルティその他のライセンス料（以下「ロイヤルティ等」）の二要件を言えるか。
7. 商品名からではなく、通則・部注・類注から品目分類を始められるか。
8. 外貨換算、価格配賦、同一番号の取りまとめ、少額処理の順を再現できるか。
9. 従価税の課税標準と確定税額について、切り捨てる段階を説明できるか。
10. X と E の違いを輸出・輸入の別を使わずに説明できるか。

回答できない問が多い領域から、次のように重点を変える。

現在地	厚く読む箇所	並行教材
物流・輸出入実務は分かるが、主体・許可・効果が曖昧	第 3・4 章	予想問題の通関業法・関税法等
法令知識はあるが、時間内の処理で失点する	第 5 章	『ケースで身につく通関実務』
分類根拠を説明できない	第 5 章 5-2	HS 分類チートシート
課税価格・端数・申告欄が混線する	第 5・6 章	ケース教材の判断マップと完全例
ほぼ全問説明できる	各章の 30 秒想起ドリルと第 6 章	予想問題 124 問で弱点確認



第 1 章 通関士試験を仕事の流れで見る

1-1 輸入取引の全体像

例として、日本の商社が外国のメーカーから機械を購入する場面を考える。

1. 売買契約で品名、数量、価格、引渡条件を決める。
2. 船積書類、仕入書、包装明細書等が作られる。
3. 貨物が本邦へ到着し、原則として保税地域へ搬入される。
4. 貨物の性状・用途等から関税率表上の所属を決める。
5. 現実支払価格と加算要素から課税価格を計算する。
6. 原産地と必要書類を確認し、適用税率を決める。
7. 輸入申告と納税申告を行い、必要な審査・検査を受ける。
8. 関税等を納付し、輸入の許可を受ける。
9. 国内へ引き取り、帳簿・契約書・送金資料等を保存する。

試験問題は、この一つの取引を三つの角度から切り取る。

科目	同じ取引を見る角度	典型的な問い
通関業法	誰が、他人の依頼を受けて税関手続を扱うか	申告書作成、通関士の審査、通関業者の義務
関税法等	貨物を、いつ、どの法的状態で扱うか	保税、申告、課税、許可、徴収
通関実務	知識をどう答案へ変換するか	分類、課税価格、税率、申告欄

取引は一つ、試験のレンズは三つ。

1-2 輸出は「税額ゼロの輸入」ではない

輸出は「税額ゼロの輸入」ではない。価格の作り方から別に考える。

観点	輸出	輸入
共通する作業	申告、他法令確認、品目分類、統計品目番号、保税地域との関係	同左
申告価格の基本	原則 FOB 価格	関税評価により求める課税価格
運賃・保険料	FOB へ整えるため設問条件に従う	原則として輸入港までの運賃・保険料等を含める
税の処理	輸入関税の計算はない	関税・内国消費税等の計算と納付が中心

輸入の課税価格は、インコタームズの CIF 価格そのものを法的定義とするわけではない。価格条件をそのまま転記せず、問題文に示された費用を判定して申告価格へ変換する。

1-3 実務経験を試験知識に変換する

実務では、NACCS や社内マスタが判断を補助する。しかし試験では、その結果に至る法的理由を選ばせる。経験者ほど次の置換を意識する。

実務での見え方	試験で問われる言葉
インボイスの金額	現実支払価格と一致するか
Freight / Insurance	輸入港までの運賃・保険料等か
Agent fee	実際の役割は買付代理か、販売代理・仲介か
License fee	輸入貨物に係り、輸入取引をするための支払か
HS code	通則、部注・類注、項・号の文言による所属



マスタの税率	基本・暫定・協定・特惠・EPA の適用要件を満たすか
Customs clearance	関税法上の申告・許可と、通関業法上の通関業務

この章の振り返り

- ・ 三科目は、同じ輸出入取引を「事業者」「法制度」「答案作成」の三方向から見る。
- ・ 実務上の名称ではなく、誰のための支払か、いつ何のために生じたかを法令要件へ翻訳する。
- ・ 輸出と輸入では申告価格の考え方が異なる。

一次資料

- ・ 税関「輸出入通関手続きの便利な制度」：<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/>（2026 年 8 月 18 日参照）
- ・ 税関「輸入（納税）申告書の記載方法について」：https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1110_jr_20251012ver.html（2026 年 8 月 18 日参照）
- ・ e-Gov 法令検索「関税法」：https://laws.e-gov.go.jp/law/329AC0000000061?occasion_date=20260701（2026 年 8 月 18 日参照）

第 2 章 第 60 回試験の制度と攻略設計

30 秒想起ドリル：三科目は同じ取引を、それぞれ誰・何・どの答案処理の面から見るか。輸出申告価格と輸入の課税価格は、何が違うか。

2-1 受験資格・日程・出題基準

受験資格に学歴、年齢、経歴、国籍等の制限はない。第 60 回試験は 2026 年 10 月 4 日に実施される。出題範囲は、法律だけでなく、関係政令、省令、告示及び通達を含み、**2026 年 7 月 1 日現在で施行されているもの**が基準である。

第 1 科目・第 2 科目では、公告に列举された法令等以外の条約等（経済連携協定等を含む）は出題範囲に含まれない。ただし、通関実務では申告書作成等の前提として EPA 税率・原産地手続が扱われ得る。科目ごとの出題範囲を混同しない。

固定する情報	第 60 回の内容
受験資格	学歴・年齢・経歴・国籍等の制限なし
試験日	2026 年 10 月 4 日
法令基準日	2026 年 7 月 1 日現在で施行済み
注意	成立・公布済みでも、基準日に未施行なら現行制度として答えない

2-2 科目、時間、配点

科目	時間	形式・問題数・配点	満点
通関業法	9:30～10:20	選択式 13 問・41 点、択一式 4 問・4 点	45 点
関税法等	11:00～12:40	選択式 17 問・49 点、択一式 11 問・11 点	60 点
通関実務	13:50～15:30	申告書 2 問・20 点、選択式 5 問・10 点、択一式 3 問・3 点、計算式 6 問・12 点	45 点



合格基準は公告時に具体的な点数が約束されるものではない。近年は各科目 60% を基本とする結果が多いが、年度により補正例がある。総合点で他科目の不足を埋める試験ではないため、三科目すべてで安定して基準を超える設計にする。

2-3 学習時間の配分

初学時には通関業法が最も短く見えるが、合格戦略上は高得点源にする科目である。関税法等は範囲が広く、通関実務は知識を時間内に使う訓練が必要になる。

おすすめの順序は次のとおりである。

体系を知る → 小さく処理する → 時間内に通す。

1. 本書で三科目の地図を作る。
2. 通関業法の固定論点と関税法の手続の流れを一巡する。
3. 関税定率法の課税価格と関税率表の分類を並行して学ぶ。
4. 早い段階から計算問題を毎週解く。
5. 申告書問題は分類だけ、価格だけ、欄分けだけに分解してから通し演習をする。
6. 予想問題で時間を測り、誤答を「知識不足」「条件の読み落とし」「手順ミス」に分類する。

2-4 問題文の読み方

五肢複数選択では、一つの誤判定が設問全体の失点につながる。各肢を独立した○×問題として処理する。択一式では「常に」「すべて」「直ちに」「のみ」といった強い語を検証する。計算式では、電卓を打つ前に各費用へ「現実支払価格を構成する／未算入の法定加算要素／課税価格に算入しない」の印を付ける。

この章の振り返り

- ・ 第 60 回は問題数の構成が第 59 回までと異なる。
- ・ 法令基準日は 2026 年 7 月 1 日。成立日や公布日ではなく施行日で判定する。
- ・ 各科目で基準を超える必要がある前提で学習する。

一次資料

- ・ 税関「第 60 回通関士試験（令和 8 年）」：https://www.customs.go.jp/tsukanshi/60_shiken.htm（2026 年 8 月 18 日参照）
- ・ 財務省「第 60 回通関士試験受験案内」：https://www.customs.go.jp/tsukanshi/60_shiken/60_annai.pdf（2026 年 8 月 18 日参照）

第 3 章 第 1 科目・通関業法ミニ講義

30 秒想起ドリル：第 60 回の法令基準日はいつか。各科目の不足を総合点で補える前提にしてよいか。

3-1 何を規律する法律か

通関業法は、通関業を営む者の業務を規制し、通関士の設置等を定め、通関手続の適正かつ迅速な実施を確保する法律である。貨物そのものの課税関係を中心に規律する関税法と区別する。

問題を読むときは、常に次の主体を確定する。

- ・ 依頼者
- ・ 通関業者
- ・ 通関士
- ・ 財務大臣又は税関長

同じ「義務」でも主体が違えば誤りになる。



3-2 通関業務と関連業務

通関業務は、他人の依頼によってする、税関官署に対する申告・申請、関税等の申告、税関官署の処分に対する不服申立て等、法律に列挙された事務である。通関書類の作成は、これらの手続に先行し、又は後続するものを含む。

関連業務は、通関業者が通関業務に関連して行う、通関業務に含まれない業務である。貨物の運送・保管の手配等が典型だが、名称だけで判定せず、税関官署に対する法定手続を代理・代行するものかを見る。

行為	整理	決め手
輸入申告書を作成し、税関へ申告する	通関業務	他人の依頼による税関官署への法定手続
輸入後の国内配送を手配する	通常は関連業務	税関官署への申告・申請そのものではない
自社貨物を自社で申告する	通関業法上の通関業には当たらない	「他人の依頼」を欠く

名称より、誰の依頼で何をしたか。

3-3 許可、営業所、通関士

通関業を営むには財務大臣の許可が必要である。試験では、許可の基準、欠格事由、許可の消滅・取消し、地位の承継、営業所の新設・変更が繰り返し問われる。

通関業者は原則として、通関業務を行う営業所ごとに通関士を置く。ただし、取り扱う貨物が許可に付された条件により一定種類だけに限られる営業所について例外がある。「会社に一人いればよい」と覚えてない。

通関士試験に合格しただけでは、直ちに勤務先で通関士として通関業務へ従事できるわけではない。通関業者の届出に基づく税関長の確認という段階がある。

通関士試験に合格

↓ まだ従事開始ではない

通関業者が届出

↓

税関長が確認

↓

通関士として通関業務に従事

合格は資格、確認は従事への入口。

3-4 通関士の審査・記名と手続保障

通関業者は、他人の依頼に応じて税関官署へ提出する通関書類のうち政令で定めるものについて、通関士に内容を審査させ、記名させなければならない。すべての社内書類が対象ではなく、対象書類は限定される。

税関長が、通関業者のした納税申告について、品目分類・課税価格その他法令解釈の相違を理由に税額を増加させる更正をしようとする場合、通関業者には意見を述べる機会が与えられる。税関検査を行う場合の通知と混同しない。

場面	手続の焦点	混同しないもの
税関検査を行う	検査時の通知	増額更正前の意見聴取
分類・課税価格等の解釈相違により増額更正しようとする	通関業者が意見を述べる機会	検査そのもの



3-5 義務、処分、罰則

頻出の義務は、名義貸しの禁止、秘密保持、信用失墜行為の禁止、記帳・届出・報告等である。誰に適用され、退職後にも残るか、法人と個人のどちらが処分対象かを対比する。

- ・ 通関業者への監督処分
- ・ 通関士への懲戒処分
- ・ 通関業者への業務改善命令
- ・ 刑事罰

これらは目的と対象が異なる。同じ行為から複数の法的効果が生じ得るが、処分名と対象主体を入れ替えない。

3-6 通関業法の得点化

条文を「期間・主体・行為・効果」の四列で整理すると安定する。

確認項目	問い
主体	誰が義務を負うか
行為	許可、届出、承認、確認のどれか
時期・期間	あらかじめか、遅滞なくか、何日・何年か
効果	許可消滅、取消し、監督・懲戒、罰則のどれか

この章の振り返り

- ・ 通関業法の中心は、他人の依頼を受けて税関手続を扱う者の規律である。
- ・ 「通関業者」と「通関士」、「通関業務」と「関連業務」を最初に分ける。
- ・ 許可、届出、確認、処分を同じ言葉として扱わない。

一次資料

- ・ e-Gov 法令検索「通関業法」：https://laws.e-gov.go.jp/law/342AC0000000122?occasion_date=20260701 (2026 年 8 月 18 日参照)
- ・ e-Gov 法令検索「通関業法施行令」：https://laws.e-gov.go.jp/law/342CO0000000237?occasion_date=20260701 (2026 年 8 月 18 日参照)
- ・ e-Gov 法令検索「通関業法施行規則」：https://laws.e-gov.go.jp/law/342M50000040050?occasion_date=20260701 (2026 年 8 月 18 日参照)

第 4 章 第 2 科目・関税法等ミニ講義

30 秒想起ドリル：自社貨物を自社で申告する行為は、通関業法上の通関業か。通関士試験合格後、勤務先で通関士として従事するまでに何が必要か。

4-1 関税法を時間軸で読む

関税法の大量の規定は、次の時間軸へ配置すると整理しやすい。

外国貨物が到着する → 保税地域で管理する → 課税物件・適用法令を確定する → 申告・審査・検査を行う → 税額を確定・納付する → 輸入を許可する → 事後に修正・更正・徴収・還付する

「いつの貨物の状態を見るか」と「いつの法令・税率を使うか」は別論点である。前者が課税物件の確定時期、後者が適用法令であり、原則と例外を対にして覚える。



4-2 外国貨物・内国貨物と輸出入

関税法上の「輸入」「輸出」は、日常語の海外発送・海外到着と完全には一致しない。外国貨物を本邦に引き取ること、内国貨物を外国へ向けて送り出すことを軸に、みなし規定や保税地域での消費・使用を確認する。

貨物の法的地位が変わる時点は、課税、保税、運送、処罰の前提となる。設問では「どこにあるか」だけでなく、「許可前か後か」「外国貨物か内国貨物か」を書き込む。

外国から到着 — 輸入許可前 — [輸入許可] — 国内へ引取り
外国貨物 内国貨物

場所だけでなく、許可の前後と貨物の地位を書く。

4-3 税額確定と納税義務

関税には申告納税方式と賦課課税方式がある。通常の商業貨物の輸入では、納税義務者が課税標準・税額を申告し、その申告により税額が確定する申告納税方式が中心である。

申告後の是正手段は方向で分ける。

- ・ 税額が不足する：修正申告、税関長による更正。
- ・ 税額が過大である：更正の請求。
- ・ 申告がない：税関長による決定。

ここへ延滞税、過少申告加算税、無申告加算税、重加算税が接続する。附帯税は、どの是正手続が、いつ、誰の指摘の前後で行われたかにより変わる。

4-4 保税制度

保税制度は、外国貨物を関税未納のまま置き、運び、加工・製造し、展示するための管理制度である。指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場、総合保税地域は、設置根拠、許可・指定の主体、蔵置期間、可能な行為が異なる。

学習時には施設名を横に並べるより、貨物の目的で整理する。

- ・ 荷さばき・一時蔵置
- ・ 長期蔵置
- ・ 加工・製造
- ・ 展示
- ・ 複合機能

保税運送は、外国貨物の法的地位を保ったまま保税地域等の間を運ぶ制度である。蔵置場で自由にできる行為、税関長の許可が必要な行為、届出で足りる行為を分ける。

4-5 関税定率法——分類・評価・税率

関税額の骨格は次の式である。

$$\text{関税額} = \text{課税標準} \times \text{関税率}$$

しかし、計算の前に三つの判断が必要になる。

1. **分類**：貨物が関税率表のどの番号に属するか。
2. **評価**：課税価格又は課税標準数量はいくらか。
3. **税率**：原産地・時期・証明等を踏まえ、どの税率を適用するか。

評価は、まず取引価格方式を使えるかを判定する。使えるなら、次の式が出発点になる。

$$\text{課税価格} = \text{現実支払価格} + \text{まだ含まれていない法定加算要素}$$

使えない場合は、自由に見積もらず、法定の順序で別の方法へ進む。

取引価格方式

↓ 使えない

同種・類似貨物の取引価格 → 国内販売価格から逆算 → 製造原価から積算 → 特殊な方法

さらに、取引の型によって計算の入口や運送費の扱いが変わる。



取引・貨物の型	先に押さえる処理
委託加工貿易	加工賃だけで終わらず、無償提供した材料等の費用を加える。
航空機で運送された無償見本等	要件を満たすときは、運賃・保険料を通常の運送方法による額へ置き換える。

詳細は『ケースで身につく通関実務』の論点 1D・論点 1H・論点 1N で扱う。

4-6 輸出入申告と他法令

輸出又は輸入しようとする者は、税関長に申告し、必要な検査を経て許可を受ける。申告時に提出・提示する書類、申告先、貨物を置く場所の原則と例外を整理する。前節で分類・評価・税率という申告内容を決めた後、本節で申告手続の外枠へ接続する。

関税法第 70 条に係る他法令の許可・承認等は、税関の輸出入許可とは別の行政判断である。外為法第 6 章は、貨物の輸出・輸入に関する許可・承認を扱う。税関へ申告したことだけで他法令要件を満たすわけではない。

他法令の許可・承認等 — 確認 —

↳ 税関の輸出入許可

関税法上の申告・審査・検査 ————

税関へ申告しただけでは、他法令の許可を得たことにならない。

4-7 減免税、特惠、EPA、特殊関税

制度群	何をする制度か	最初に確認するもの
減免税	法定要件を満たす貨物の関税を軽減・免除・払戻しする	用途、再輸出、手続時期、事後管理
一般特惠・特別特惠、WTO 協定税率、EPA 税率	資格と手続を満たす貨物へ所定税率を適用する	対象国・品目、原産地規則、証明手続
不当廉売関税、相殺関税、緊急関税等	所定の事態に追加的・特別な関税を課す	発動要件、調査、課税対象

税率表の最小値を選ぶ前に、その制度を使う資格を確認する。

この章の振り返り

- ・ 関税法は貨物の時間軸へ置くと整理できる。
- ・ 課税物件の確定時期、適用法令、納税義務者を混同しない。
- ・ 関税額の前に、分類・評価・税率適用要件の三判断がある。

一次資料

- ・ e-Gov 法令検索「関税法」：https://laws.e-gov.go.jp/law/329AC0000000061?occasion_date=20260701 (2026 年 8 月 18 日参照)
- ・ e-Gov 法令検索「関税定率法」：https://laws.e-gov.go.jp/law/143AC0000000054?occasion_date=20260701 (2026 年 8 月 18 日参照)
- ・ e-Gov 法令検索「外国為替及び外国貿易法」：https://laws.e-gov.go.jp/law/324AC00000000228?occasion_date=20260701 (2026 年 8 月 18 日参照)
- ・ 税関「税率決定までの流れ」：<https://www.customs.go.jp/tariff/mikata/mikata2.htm> (2026 年 8 月 18 日参照)



第5章 第3科目・通関実務ミニ講義

30秒想起ドリル：通常の商業貨物で税額を申告する主体は誰か。分類・評価・税率は、申告手続の前に何を決める作業か。

5-1 知識科目ではなく処理科目

通関実務では、条文知識を、制限時間内に分類・計算・申告へ変換する。難しさは個々の知識よりも、複数の判断の順序にある。

指示を確認する → 分類・コード・数量単位を決める → 外貨換算する → 申告価格を算定・配賦する → 適用税率を選ぶ → 同一番号を取りまとめる → 少額処理をする → 欄順を決める → 税額と端数を処理する → 転記・検算する

途中の判断を頭の中だけで行くと、後の修正で崩れる。問題冊子へ根拠と中間値を残す。

5-2 品目分類

品目分類は、商品名の印象ではなく、関税率表の解釈に関する通則、部注・類注、項・号の文言で行う。まず通則1で項までを検討し、必要な場合に未完成品、混合物、セット、類似品等に関する後続の通則を適用する。

学習時は、品目を単独で暗記するより境界を対にする。

- ・ 編物製衣類／織物製衣類
- ・ 部分品／専用ケース／独立した物品
- ・ 生鮮・冷凍品／調製食料品
- ・ 機械／電気機器／測定機器

商品名から番号へ飛ばない。性状 → 通則・注 → 項・号の順に進む。

詳細は『関税率表 所属（HS 分類）チートシート』で確認する。

5-3 課税価格

仕入書記載額を出発点にしてよいが、そこが結論ではない。仕入書記載額は FOB、CIF 等の価格条件と併せて読む。

1. 輸入取引があるか。
2. 仕入書記載額と現実支払価格は一致するか。
3. 加算要素が既に価格へ含まれているか。
4. 含まれていない加算要素を合理的に配賦できるか。
5. 輸入申告の日以後に行われる据付け等、所定の費用が支払総額から明らかに区分でき、現実支払価格へ算入しない取扱いとなるか。

費用名だけでは判定できない。倉庫料は引渡し前か後か、輸入港までの運送に関連するかで結論が変わる。ロイヤルティ等は輸入貨物に係るか、その輸入貨物の輸入取引をするための支払であるかで結論が変わる。『ケースで身につく通関実務』では、結論が異なる事例を並べて学ぶ。

費用名	名称より先に問う事実
倉庫料	引渡しの前後、輸入港までの運送との関連
手数料	誰の代理人か、誰の計算・危険負担か
ロイヤルティ等	輸入貨物に係るか、輸入取引をするための支払か
据付費等	いつ行う役務か、支払総額から額を明らかにできるか

費用名ではなく、時点・目的・関係で判定する。



5-4 税率と端数処理

基本税率、暫定税率、WTO 協定税率、一般特惠・特別特惠、EPA 税率は、原産地と手続要件を確認してから適用する。従価税では、各申告欄の課税価格の 1,000 円未満を切り捨てて税率を乗じ、各欄の関税額を合計した後、その確定金額の 100 円未満を切り捨てる。

「先に合計してから課税標準を丸める」「各欄の関税額を 100 円単位へ丸めてから合計する」という順序の入替えは誤答になる。

各欄の課税価格

↓ 1,000円未満切捨て

各欄の課税標準 × 税率

↓ 円単位のまま全欄を合計

関税の確定金額

↓ 100円未満切捨て

答案の関税額

欄では 1,000 円、合計後は 100 円。丸める場所を入れ替えない。

5-5 申告書問題

申告書問題では、同一番号の取りまとめと少額合算を区別する。直近の公式問題では、おおむね次の指示が置かれている。

- ・ 同一の品目番号は先に取りまとめる。
- ・ その後、品目番号ごとの申告価格が 20 万円以下のものを少額合算する。
- ・ 輸入では有税品と無税品を分けて合算する。
- ・ 少額合算欄の 10 桁目は X。
- ・ 一欄一品目で申告価格が 20 万円以下の場合の 10 桁目は E。

X と E は輸出・輸入の単純な区別ではない。また、代表番号の選択、欄の並べ方、価格の端数処理は問題文の指示に従う。年度・設問ごとの指示を、一般法則と思いつままない。

5-6 時間配分と検算

申告書は、すべての分類に確信が持てるまで先へ進まない戦略では時間を失う。確実な品目から分類し、未確定箇所を明示して価格配賦へ進む。

最後の検算は次の順に行う。

検算は前から読み直さず、総額から逆向きにたどる。

1. インボイス全品目がいずれかの欄へ一度だけ入っているか。
2. 配賦した価格の合計が総額と一致するか。
3. 少額合算前後で総額が変わっていないか。
4. 有税・無税、X・E を取り違えていないか。
5. 指定された桁数・単位・丸めで転記したか。

この章の振り返り

- ・ 実務は「指示→分類・コード・数量→外貨換算→評価・配賦→税率→同一番号→少額処理→欄順→税額・端数→転記・検算」の順序を固定する。
- ・ 課税価格は費用名でなく条件で判断する。
- ・ X は少額合算、E は一欄一品目の少額という対比を基本にし、最終的には設問指示を優先する。

一次資料

- ・ 税関「関税評価用語等解説」：<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kanzeihyouka/yougoshu.htm> (2026 年 8 月 18 日参照)
- ・ 税関「関税法基本通達 第 2 章第 3 節～第 5 節」：<https://www.customs.go.jp/kaisei/zeikantsutatsu/kihon/TU-S47k0100-s02-03~05.pdf> (2026 年 8 月 18 日参照)



- ・税関「第 59 回通関士試験・通関実務問題」：https://www.customs.go.jp/tsukanshi/59_shiken/20251005tukanshi03.pdf（2026 年 8 月 18 日参照）
- ・税関「NACCS による輸入申告入力例」：<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/useful/nyuryokurei.pdf>（2026 年 8 月 18 日参照）

第 6 章 三科目横断事例——輸入機械の通関

30 秒想起ドリル：課税価格の算定経路を「現実支払価格」と「未算入の法定加算要素」に分けて説明せよ。X と E は何を区別するか。

三科目横断ドリル——事例

輸入者 M 社は、外国の売手 X 社から包装機械を購入した。M 社は通関業者 A 社へ輸入申告を委託する。仕入書は FOB 価格で、M 社は海上運賃・保険料を別途負担する。X 社の親会社へロイヤルティ等も支払う。輸入申告の日以後、国内工場で据付けと操作指導を受ける。これらの費用は契約書で区分されている。

通関業法の問い

- ・A 社が M 社の依頼を受けて輸入申告を代理する行為は何に当たるか。
- ・申告書について通関士の審査・記名が必要か。
- ・税関検査を行う場合、通関業者への通知はどう扱われるか。
- ・品目分類・課税価格の解釈相違による増額更正では、誰に意見を述べる機会があるか。

関税法等の問い

- ・誰が納税義務者か。
- ・いつ課税物件が確定し、いつの法令を適用するか。
- ・機械はどの関税率表番号に属するか。
- ・特殊関係が取引価格へ影響しているか。
- ・輸入許可まで外国貨物をどこで、どの法的地位で置くか。

通関実務の問い

- ・FOB 価格へ海上運賃・保険料を加算する。
- ・ライセンス料が「輸入貨物に係る」「輸入取引をするため」の両要件を満たすか、契約・実態から判定する。
- ・輸入申告の日以後に行われる据付け・操作指導の費用が支払総額から明らかなら、現実支払価格に算入しない。
- ・所属、税率、課税価格、数量を所定の欄へ転記し、端数処理を行う。

三科目横断ドリル——まず自分で埋める判断表

科目	主体	基準時・事実	判断	効果・答案処理
通関業法				
関税法等				
通関実務				

三科目横断ドリルの解答モデル

論点	モデル判断	確認すべき証拠・留保
----	-------	------------



申告の代理	A 社が他人である M 社の依頼を受けて輸入申告を代理する行為は通関業務に当たる。	委任関係と実際の業務範囲を確認する。
通関士の審査・記名	政令で定める輸入申告関係書類は、通関士の審査・記名の対象となる。	対象書類かを条文・施行令で確認する。
検査時の通知	税関長が検査を行う場合の通関業者への通知と、増額更正前の意見聴取は別制度である。	問題文が検査か更正かを確認する。
意見を述べる機会	A 社がした納税申告について、分類・課税価格等の解釈相違による増額更正をしようとする場面では、A 社に機会が与えられる。	更正理由と、申告をした通関業者を確認する。
納税義務者	通常の輸入取引では輸入者 M 社が納税義務者となる。A 社は申告を代理しても当然に納税義務者へ置き換わらない。	例外的納税義務者の設問かを確認する。
課税物件・適用法令	通常の輸入申告貨物では輸入申告時を基本に検討するが、法定例外の有無を別に確認する。	貨物の状態、保税作業、亡失等の特殊事情を確認する。
保税上の地位	輸入許可前は外国貨物として、原則として保税地域で管理する。許可後に内国貨物となる。	搬入前申告等の例外手続と混同しない。
品目分類・税率	機械の機能・構成・用途を、通則、部注・類注、項・号の文言へ当てはめ、使用資格のある税率を選ぶ。	「包装機械」という商品名だけでは番号を確定できない。
特殊関係	事例だけでは M 社と X 社の特殊関係も価格影響も認定できない。仮に特殊関係があっても、価格への影響を別に判定する。	資本・役員・支配関係と価格資料を確認する。
FOB・運賃・保険料	FOB の仕入書記載額を現実支払価格の出発点とし、未算入の輸入港までの運賃・保険料等は法定加算要素として課税価格に算入する。	二重加算を避けるため価格条件と支払資料を確認する。
ロイヤルティ等	名称だけでは決めず、輸入貨物に係ることと、その輸入貨物の輸入取引をするための支払であることを別々に判定する。	ライセンス契約、売買契約、供給統制、支払先を確認する。
据付け・操作指導	輸入申告の日以後に行われる役務の対価で、支払総額から額を明らかにできる部分は現実支払価格に算入しない。	実施時期と区分額を確認する。

横断して見えること

一つの申告誤りは、単なる計算ミスでは終わらない。依頼者の納税額、通関業者の作成・審査、税関長の更正、意見聴取、事後調査に接続する。試験では科目ごとに分かれていても、実務では同じ取引記録が根拠になる。



ミニ確認ドリル

1. ライセンス料は、名称だけで加算できるか。
2. 据付費が仕入書総額に含まれていれば必ず課税されるか。
3. 通関士試験合格者が申告書を作成すれば、通関業者の責任はなくなるか。

解答

1. できない。輸入貨物との関連性と、輸入取引をするための支払であるかを確認する。
2. 必ずではない。輸入申告の日以後に行われる据付け等で、支払総額から額を明らかにできれば現実支払価格に算入しない。
3. ならない。通関士の審査・記名と、通関業者の法的地位・義務を混同しない。

誤答した行は、『ケースで身につく通関実務』の判断マップへ戻る。分類なら HS 分類チートシート、価格算定経路なら論点 1A～論点 1O、税率・端数なら論点 2A～論点 2E、申告欄なら論点 3A 以降を使う。

三科目横断の累積確認ドリル

資料を見ず、各問について「主体・基準時・根拠・効果」を一文で答える。

1. A 社が申告を代理しても、納税義務者が当然に A 社へ変わらないのはなぜか。
2. 輸入申告の日以後に行う据付け費を課税価格に算入しないため、時期以外に何が必要か。
3. 特殊関係がある事例を、取引価格方式を使える結論へ変えるには何を示す必要があるか。
4. 少額合算欄を単独少額欄へ変える一つの事実は何か。

解答の核：1 は申告代理と納税義務の主体が別であること。2 は支払総額から額が明らかであること。3 は特殊関係が価格へ影響していないこと。4 は一欄一品目のみとなること。各問の結論が逆になる条件も一つ挙げる。

第 7 章 90 日・30 日・7 日の学習ルート

90 日前まで——体系を一巡する

- ・ 本書を読み、三科目の用語を時間軸へ配置する。
- ・ 通関業法は条文テーマごとの表を作る。
- ・ 関税法等は、課税・保税・通関・徴収の四系統で一巡する。
- ・ 『ケースで身につく通関実務』の課税価格編を、対比事例まで説明できるようにする。
- ・ HS チートシートで通則と 21 部の地図を作る。

30 日前まで——答案へ変換する

- ・ 予想問題を科目別に解き、根拠を確認する。
- ・ 計算は式だけでなく、各費用の判定理由を一行で残す。
- ・ 申告書問題を「分類だけ」「価格だけ」「少額合算だけ」に分けて反復する。
- ・ 誤答は正答文の丸暗記ではなく、結論が逆になる条件を追記する。

直前 7 日——検索距離を短くする

- ・ 新しい教材へ広げず、自分の誤答対比表を回す。
- ・ 期間、主体、例外、端数処理を短時間で確認する。
- ・ 申告書の処理順を白紙に再現する。
- ・ 2026 年 7 月 1 日施行基準と、未施行の制度改正を混同していないか確認する。

教材間の接続

目的	教材	使い方
全体像とミニ講義	本書	最初と総復習時に読む



条件対比・計算・申告手順	『ケースで身につく通関実務』	1 論点ずつ解く
品目分類の検索・暗記	『関税率表 所属チートシート』	通則と境界品目を確認
本番演習	『通関士試験 予想問題』全 124 問	時間を測り、解説で根拠確認
申告書資料の読解	『予想問題 別冊』	表の番号・単位・税率を拾う練習

巻末チェックリスト

三科目の入口

- ・ ☐ 通関業法・関税法等・通関実務の役割を一文ずつ説明できる。
- ・ ☐ 課税物件の確定時期と適用法令の違いを説明できる。
- ・ ☐ 通関業者と通関士の義務を区別できる。
- ・ ☐ 分類・評価・税率の順序を説明できる。

実務への接続

- ・ ☐ 仕入書記載額と現実支払価格が一致しない例を挙げられる。
- ・ ☐ 同じ倉庫料・手数料・ロイヤリティでも結論が変わる理由を説明できる。
- ・ ☐ 従価税の端数処理を各欄と合計の二段階で説明できる。
- ・ ☐ 少額合算の X と単独少額の E を区別できる。

本試験への接続

- ・ ☐ 第 60 回の科目別時間・満点・問題形式を把握している。
- ・ ☐ 2026 年 7 月 1 日に未施行の制度を現行制度として答えない。
- ・ ☐ 一つの誤答を、知識不足・条件の読み落とし・処理順ミスに分類できる。

本書の法令基準と免責

本書は、第 60 回通関士試験の公告に従い、2026 年 7 月 1 日現在で施行されている法令、政令、省令、告示及び通達を基準に作成した。学習用に制度を要約しており、個別貨物の実際の申告判断を代替するものではない。実務上の判断では、最新法令・通達、実行関税率表、契約書・送金資料等を確認し、必要に応じて税関の事前教示・関税評価相談を利用すること。

